

別添資料

協議事項イ 碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程の制定について（庶務課）

1 制定の理由

特別支援学校小学部に通学する児童（以下「補助対象児童」という。）の給食に係る費用の一部を補助することにより、物価高騰に伴う当該児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、新たに規程を制定する。

2 制定の概要

(1) 交付の対象（第4条関係）

ア 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童の保護者とする。

イ 補助金の対象となる給食（以下「補助対象給食」という。）は、令和8年1月1日から3月31日までに提供されたものとする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

（ア）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条に規定する特別支援学校への就学のため必要な経費の全部又は一部に対する都道府県による支弁を受けている者であって、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に該当するもの

（イ）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者

(2) 補助対象経費（第5条関係）

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した補助対象給食に係る費用とし、当該経費に係る他の制度による助成を受けるときは、その額を補助対象経費の額から控除するものとする。

(3) 補助金の額（第6条関係）

補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

ア 補助対象経費の額

イ 補助対象給食が提供された日数（以下「給食日数」という。）に240円を乗じて得た額

(4) 交付申請等（第7条関係）

ア 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年3月31日までに碧南市特別支援

別添資料

学校給食費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 給食日数が分かる書類

(イ) 他の制度による補助対象給食に係る助成額が分かる書類（他の制度による助成を受けている場合に限る。）

(ウ) その他市長が必要と認める書類

イ アの交付申請書は、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）第10条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

(5) 交付決定の取消し及び補助金の返還（第8条関係）

ア 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(ア) (1) に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(イ) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(ウ) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

イ アの規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(6) 調査（第9条関係）

市長は、必要に応じて、交付決定者に対して調査を行うことができる。この場合において、交付決定者は当該調査に協力しなければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年12月1日

(2) 碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程の失効

この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規程の規定に基づき既になされた補助金の交付申請、交付、交付決定の取消し及び返還並びに調査については、同日後もその効力を有する。

別添資料

碧南市公告第●●号

碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程を次のように定める。

令和7年1月●●日

碧南市長 小池妃子

碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市特別支援学校給食費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、特別支援学校小学部に通学する児童（以下「補助対象児童」という。）の給食に係る費用の一部を補助することにより、物価高騰に伴う当該児童の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童であって、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者であって、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法第5条に規定する住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 特別支援学校小学部 学校教育法第76条に規定する特別支援学校の小学部をいう。
- (4) 給食 児童が通学する特別支援学校小学部が当該児童に提供する食事をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童の保護者とする。

- 2 補助金の対象となる給食（以下「補助対象給食」という。）は、令和8年1月1日から3月31日までに提供されたものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
 - 1
 - 2
 - 3

別添資料

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条に規定する特別支援学校への就学のため必要な経費の全部又は一部に対する都道府県による支弁を受けている者であって、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に該当するもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した補助対象給食に係る費用とし、当該経費に係る他の制度による助成を受けるときは、その額を補助対象経費の額から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象経費の額
- (2) 補助対象給食が提供された日数（以下「給食日数」という。）に240円を乗じて得た額
(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年3月31日までに碧南市特別支援学校給食費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給食日数が分かる書類
- (2) 他の制度による補助対象給食に係る助成額が分かる書類（他の制度による助成を受けている場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、規則第10条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

別添資料

- (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要に応じて、交付決定者に対して調査を行うことができる。この場合において、交付決定者は当該調査に協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規程の規定に基づき既になされた補助金の交付申請、交付、交付決定の取消し及び返還並びに調査については、同日後もその効力を有する。